

平成 17 年 8 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 大 運
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 原 建 夫
(コード 9363 大証第 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 西 川 秀 夫
(TEL 06 - 6532 - 4101)

株主割当による新株式発行に関するお知らせ

平成 17 年 8 月 15 日開催の当社取締役会において、株主割当による新株式発行に関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせ致します。

記

1 新株式発行要領

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 8,820,517 株 |
| (2) 割当方法 | 平成 17 年 9 月 30 日(金曜日)の最終の株主名簿および
実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その
所有株式 1 株につき 0.2 株の割合をもって新株式を割当
てる。ただし割当の結果生じる 1 株未満の端数は、これ
を切り捨てる。 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき金 60 円 |
| (4) 発行価額中資本
に組入れない額 | 1 株につき 金 30 円 |
| (5) 払込金額 | 1 株につき金 60 円 |
| (6) 申込証拠金 | 1 株につき金 60 円とし、払込期日に新株式払込金に振替
充当する。ただし、申込証拠金には利息をつけない。 |
| (7) 申込方法 | 株式申込証に申込証拠金を添えて、申込期間内に申込取扱
場所に申込む。 |
| (8) 申込期間 | 平成 17 年 10 月 24 日(月曜日)から
平成 17 年 11 月 10 日(木曜日)まで |
| (9) 申込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 堂島支店
住友信託銀行株式会社 本店営業部 |
| (10) 払込期日 | 平成 17 年 11 月 28 日(月曜日) |
| (11) 新株引受権の譲渡 | 新株引受権証書はこれを発行しないものとし、株主は、
新株引受権を譲渡することができないものとする。 |
| (12) 配当起算日 | 平成 17 年 10 月 1 日(土曜日) |

- (13) その他 申込期日（平成 17 年 11 月 10 日）までに申込のないときは、新株引受権を失う。また引受けのない失権株式については、募集を打ち切り再募集はしない。
- (14) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
 （注）発行価額の決定方法 全株主に対して一律割当てする点を考慮し、1 株当たり純資産額及び旧券面額を勘案して 1 株当たりにつき 60 円としました。

2 今回の増資による発行済株式数の推移

現在の発行済株式総数	44,102,586 株
増資による増加株式数	8,820,517 株
増資後発行済株式総数	52,923,103 株

3 増資の理由（調達資金の使途）等

- (1) 増資の理由（増資調達資金の使途）
 当社の運転資金への充当を目的としております。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
 該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し
 今回の株主割当による新株式発行に伴い、より一層の業績向上を目指してまいります。

4 株主への利益配分等

- (1) 利益配分に関する基本方針
 利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の健全・強化とともに、研究、開発、設備投資などの基礎固めの上で安定的且つ継続的な利益配分を行うことを基本方針としております。
- (2) 配当決定に当たっての考え方
 上記の基本方針に基づき、業績回復を背景に、累積赤字を解消し、配当実施の実現に向けて努力中であります。
- (3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	15 年 3 月期	16 年 3 月期	17 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	1 3 円 4 1 銭	4 円 3 0 銭	4 円 2 5 銭
1 株当たり年間配当金			
実績配当性向			
1 株当たりみなし配当金			
修正配当性向			

株主資本当期純利益率	30.6%	10.8%	9.1%
株主資本配当金			

5 その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社はストックオプション制度を採用しており、その内容は次のとおりであります。

商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権の無償発行

決議年月日	平成 16 年 6 月 29 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（8 名）従業員（24 名）顧問（8 名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	992,000 株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株につき 123 円 （注）1
新株予約権の行使期間	平成 18 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、行使価額という）に、(2) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権の発行日が属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値平均値に 1.05 を乗じた価額（1 円未満の端数は切り上げる）とする。ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値を下回る場合には、当該終値の価額とする。

なお、株式の分割および時価を下回る価額で新株式を発行するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \\ & \text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価} \\ \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \\ & \text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数} \end{aligned}$$

2 各新株予約権の一部行使はできないものとする。ただし、当社が 1 単元の株式の数を減少した場合には、減少後の 1 単元またはその整数倍の数の株式を目的として、各新株予約権の一部を行使できるものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、顧問の地位にあることを要す。ただし、行使期間の開始前に任期満了による退任、定年退職した場合、平成 18 年 7 月 1 日から 1 年以内に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者は、行使期間中に当社の取締役、従業員、顧問を任期満了による退任、定年退職した場合、当該退任、退職の日から6ヶ月以内に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合においても、行使期間を超えて新株予約権を行使できないものとする。

およびは、新株予約権者である取締役が当社の完全子会社またはそれに準ずる当社の非上場子会社の取締役に就任するために取締役を退任し当社の顧問に就任した場合、および新株予約権者である従業員、顧問が当社の取締役に就任するために退職、退任した場合には適用されないものとする。

その他の行使の条件については、平成16年6月29日開催予定の当社第84期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当の対象者との間で締結する契約に定めるところによる。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

a エクイティ・ファイナンスの状況

年 月 日	増 資 額	増資後資本金	摘 要
平成16年11月26日	324,629,350 円	2,077,434,645 円	株主割当による 新株式発行

b 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期
始 値	57円	42円	46円	75円
高 値	145円	114円	82円	132円
安 値	29円	39円	41円	65円
終 値	41円	47円	74円	117円
株価収益率			17.2倍	27.5倍

(注) 株価収益率について、14年3月期および15年3月期は1株当たりの当期純損失が計上されているため、算出しておりません。

以上